

○愛西市骨髄提供者助成事業補助金交付要綱

令和2年3月30日

告示第61号

改正 令和3年3月31日告示第108号

(目的)

第1条 この告示は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が実施する骨髄バンク事業において、骨髄又は末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供者となった市民（以下「提供者」という。）及び提供者を雇用する事業所等（国及び地方公共団体並びに独立行政法人を除く。以下同じ。）に対し、愛西市骨髄提供者助成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、愛西市補助金等交付規則（平成17年愛西市規則第29号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 骨髄バンク事業の骨髄等の提供日において、本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録されている提供者（以下「交付対象提供者」という。）
- (2) 前号に規定する者が骨髄等を提供するため、最初に通院した日から当該提供を完了した日までの間、当該交付対象提供者を引き続き雇用していた国内の事業所（以下「交付対象事業所」という。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金交付の対象者としなない。

- (1) 市税等を滞納している者
- (2) 愛西市暴力団排除条例（平成24年愛西市条例第1号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者に密接な関係を有する

者

(3) 国及び他の地方公共団体が実施する骨髄等の提供に係る補助金等の交付を受けている者

(補助金の額)

第3条 交付対象提供者に対する補助金の額は、骨髄等の提供のための次に掲げる通院又は入院に要した日数に20,000円を乗じて得た額とする。ただし、本市の住民基本台帳に記録されている期間に限る。

(1) 健康診断に係る通院

(2) 自己血貯血に係る通院

(3) 骨髄等の採取に係る入院

(4) その他骨髄等の提供に関し、骨髄バンクが必要と認める通院又は入院

2 前項に定める補助金の額は、1回の骨髄等の提供につき140,000円を限度とする。

3 交付対象事業所に対する補助金の額は、交付対象提供者が骨髄等の提供を行うため休業した日数に10,000円を乗じて得た額とする。ただし、1回の骨髄等の提供につき70,000円を限度とする。

(補助金の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする交付対象提供者は、骨髄等の提供後、愛西市骨髄提供者補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、骨髄等の提供日から起算して1年以内に市長に提出するものとする。ただし、天災その他市長がやむを得ない理由があると認める場合については、この限りではない。

(1) 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供を証する書類(通院等の日数が確認できるもの)

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助金の交付を受けようとする交付対象事業所は、愛西市骨髄提供者補助金交付申請書（事業所用）（様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて、骨髄等の提供日から起算して1年以内に市長に提出するものとする。ただし、天災その他市長がやむを得ない理由があると認める場合については、この限りではない。

（1） 交付対象提供者が骨髄等を提供するため最初に通院した日から当該提供を完了した日までの間、当該交付対象提供者を引き続き雇用していたことを証する書類

（2） 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定）

第5条 市長は、前条に規定する申請書が提出された場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、愛西市骨髄提供者補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の不交付を決定したときは、愛西市骨髄提供者補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第6条 前条第1項の規定による交付の決定を受けた交付対象提供者は、愛西市骨髄提供者補助金交付請求書（様式第5号）を、同項の規定による交付の決定を受けた交付対象事業所にあつては、愛西市骨髄提供者補助金交付請求書（事業所用）（様式第6号）を、市長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第7条 市長は、前条の請求書が提出されたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還等）

第8条 市長は、交付対象提供者又は交付対象事業所が申請した記載内容に偽りその他不正な行為により補助金の交付を受け、又は受けようとするこ

とが明らかであると認められるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日告示第108号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。